

# 環境・まちづくり

このほかの記事は7面こうとうインフォメーションに掲載

## 蚊の発生を防ぐために 雨水マスへの薬剤投入にご協力ください

町会・自治会、マンション管理組合等協力団体を募集

蚊の発生源である雨水マスへの薬剤投入に協力してもらえらる団体(町会・自治会、マンション管理組合など)を募集しています。

- 5~10月に月1回、区域内(区道・私有地)またはマンションの敷地や隣接する公道の雨水マスへ薬剤を投入してもらいます。
- 10~11月に実施状況と次年度の事業継続に関するアンケートに回答いただきます。

**【注意事項】**

- 申込後に保健所が雨水マスの設置場所と数の調査を実施して薬剤を配付します。
- 薬剤はさなぎから成虫への羽化を防ぐ効果があります。生態系への影響に配慮し、他の生物に対する毒性が極めて低いものを使用しています。
- すでに事業へ協力してもらっている団体は、申し込む必要はありません。

☎生活衛生課または区HPにある申込書に必要事項を記入し、〒135-0016東陽2-1-1保健所生活衛生課環境衛生係へ郵送・FAX・メール・窓口で☎03-3647-5862 ☎03-3615-7171 ✉hc-kankyo@city.koto.lg.jp

# 防災・安全

## 自転車保険、入っていますか？ 東京都では自転車損害賠償保険などへの加入が義務

自転車は便利で手軽な乗り物ですが、重大な事故を引き起こすこともあります。自転車で走行中の小学生が歩行者とぶつかり歩行者が寝たきりとなった事故では、小学生の保護者に約9,500万円の賠償を命じる判決が下されるなど、多額の賠償責任が発生する事例もあります。

区内では、自転車を利用する方は自転車損害賠償保険や共済への加入が義務付けられています。万一の事故に備えて保険に加入しましょう。

**【加入義務者】**

- 自転車利用者
- 未成年のこどもの保護者(こどもの利用が対象)
- 自転車を業務で使用する事業者(業務中の利用が対象)
- 自転車貸付業者(借受人の利用が対象)

**【自転車保険選びのポイント】**

- 補償限度額は十分か
- 補償対象は本人のみか家族を含むか
- 示談交渉サービスの有無

※その他詳細は、都HPをご覧ください  
 ※加入済みの傷害保険や火災保険、クレジットカードなどに、特約や付帯サービスとして、自転車事故による損害賠償をカバーできる個人賠償責任保険が付帯されていることもあります。まずは現在の契約内容を確認しましょう

☎地域交通課交通係☎03-3647-4784 ☎03-3647-9287



# 令和7年度 区民交通傷害保険加入者募集

お近くの金融機関で申し込みできます  
2月3日(月)~3月31日(月)

車両による交通事故でケガをした場合に、入院・通院の治療日数・期間に応じて保険金が支払われる保険です。また、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合、その損害賠償金や費用が補償される「自転車賠償責任プラン」が付帯したコースもあります。

すべてのコースには「被害事故補償」が付帯されています。これは、犯罪被害やひき逃げによる事故で死亡や重度の所定の後遺障害を被った場合に、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を、保険金額を限度として補償するものです。 ※詳細は区HPをご覧ください。なお、申込締切後の加入はできません

**【保険期間】**  
令和7年4月1日(火)0:00~令和8年3月31日(火)24:00までの1年間

**【加入できる方】**  
保険責任開始時点(令和7年4月1日現在)で区内に住所のある方

**【コースの種類と保険料】**  
表1のとおり ※複数のコースへの加入はできません

**【加入方法】**

- 個人加入  
個人単位で加入できる保険です。専用申込書で申し込みください。  
☎表2のとおり
- 団体加入  
町会・自治会・サークル等、加入者10人以上の団体での加入ができます。  
☎表3のとおり

**【保険金の請求方法】**  
事故連絡先に直接請求してください。

**事故連絡先**  
損保ジャパン事故サポートセンター(24時間365日)  
☎0120-727-110  
本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第二課  
☎042-452-3964

**【引受保険会社】**  
損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部東京公務課  
☎03-3349-9666 ☎03-6388-0163  
(月~金曜(祝日除く)9:00~17:00)  
☎地域振興課地域振興係☎03-3647-4962 ☎03-3647-8441  
(SJ24-09452令和6年10月24日作成)

表1 コースの種類と保険料 [保険期間1年間]

コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)
B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)
C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)

※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)が付帯しています  
 ※自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(XJ・AJ・BJ・CJコース)への加入をおすすめします

表2 個人加入

	窓口	期間
申込受付	区内金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局)、地域振興課(区役所4階26番) ※申込書の配布も行っています	2/3(月)~3/31(月)
申込書の配布のみ	豊洲特別出張所、各出張所、各図書館、各文化センター ※申込受付は行っていません	

※令和6年度に個人加入していた方には、1月下旬に案内を送付します  
 ※地域振興課窓口は混雑しますので、お近くの金融機関等をご利用ください

表3 団体加入

	窓口	期間
申込受付	地域振興課(区役所4階26番)のみ	2/3(月)~3/6(木)

※令和7年度から新規で団体加入を検討する場合は、地域振興課まで連絡ください

